



## 眾勤聯合會計師事務所

台北市中山區南京東路三段200號7樓  
電話:(02) 2771-6088  
傳真:(02) 2771-6082

Zhong Qin Certified Public Accountants

7F, No.200,Sec.3,Nanjing E. Rd., Taipei City, Taiwan (R.O.C)  
TEL: 886 (2) 2771-6088  
FAX: 886 (2) 2771-6082

**送信者：施俊宏會計士**

**件名：台湾会社法第 22 条の 1 の要点**

マネーロンダリングの監視強化を受け、企業の透明性を図るため、会社責任者や株主等\*の保有株式数または出資額に関する基本情報の申告が義務化されました。(台湾会社法第 22 条の 1)

\*具体的には、董事（取締役）、監察人（監査役）、經理人（支配人）、会社の発行済株式または出資金の 10%超を保有する株主を含む実質的受益者を指します。

### 1. 申告対象及び内容

- a. 対象者：董事（取締役）、監察人（監査役）、經理人（支配人）、会社の発行済株式または出資金の 10%超を保有する株主
- b. 申告内容：
  - 氏名または名称
  - 国籍
  - 生年月日
  - 設立年月日
  - 身分証明書番号または統一番号
  - 保有株数または出資額

### 2. 申告義務者

- a. 会社責任者：董事長
- b. 代理人への委託も可：但し、代理人は 1 名とする（複数代理人は不可）

### 3. 申告期間

- a. 初回申告：設立登記後 15 日以内に申告専用プラットフォームにて初回申告を行う。
- b. 変更申告：変更事項がある場合は当該事象発生日から 15 日以内に申告専用プラットフォームにて申告が必要。
- c. 年度申告：前年度分（1 月 1 日~12 月 31 日）の情報につき、毎年 3 月 1 日~3 月 31 日の期間に年度申告を行う。但し、当年度 1 月 1 日~3 月 31 日の期間中に上記 b.の変更申告を行った場合には、前年度



## 眾勤聯合會計師事務所

台北市中山區南京東路三段200號7樓  
電話:(02) 2771-6088  
傳真:(02) 2771-6082

Zhong Qin Certified Public Accountants

7F, No.200,Sec.3,Nanjing E. Rd., Taipei City, Taiwan (R.O.C)  
TEL: 886 (2) 2771-6088  
FAX: 886 (2) 2771-6082

分の年度申告は免除される。

4. 申告不要の会社
  - a. 国営事業管理法第3条第1項に定める国有企業
  - b. 株式が上場している株式会社
  - c. 外国会社の台湾支店
  
5. 申告資料の利用について
  - a. 原則：申告専用プラットフォームの資料は原則秘密保持扱いとされる
  - b. 行政機関または裁判所、マネーロンダリング防止に関する作業が必要な金融機関または指定の非金融事業に従事する人員は使用可能
  
6. 申告資料の審査原則
  - a. 関与の程度及びリスクを考慮し、定期的に申告の正確性、適時性、完全性について審査する
  - b. FATF（マネーロンダリングに関する金融活動作業部会）及び APG（アジア太平洋マネーロンダリング対策グループ）の規定を参考に、「リスク・ベース・アプローチ」（Risk Based Approach, RBA）を採用
  
7. 未申告等に関する罰則
  - a. 適正に申告がなされない場合には台湾ドル5万元以上、50万元以下の過料が科される
  - b. 複数にわたる是正通知を受けたにもかかわらず、適正に申告がなされない場合には、台湾ドル50万元以上、500万元以下の過料が科され、是正するまで罰則は継続する
  - c. 重大な場合には会社登記が撤回または取り消される可能性がある
  - d. 罰則を受けた会社は申告専用プラットフォームに社名が掲載される

ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。